

運送事業者に対する行政処分(令和6年4月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和6年4月12日	株式会社神谷運送(法人番号2200001009010) 代表者神谷和宏	岐阜県各務原市蘇原寺島町2丁目87番地1	富山営業所	富山県射水市今井462番地	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和5年8月3日及び令和5年12月20日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～3項)、(3)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録違反(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)、(7)運転者に対する指導監督義務違反一部不適切(安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反一部記録なし(安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	0	0
一般貨物	令和6年4月18日	株式会社サポート(法人番号9230001010116) 代表者堀裕直	富山県高岡市問屋町93番地	本社営業所	富山県高岡市問屋町93番地1.2.3	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和5年4月27日、監査実施。13件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反(安全規則第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～2項)、(5)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録違反(安全規則第8条)、(7)運行指示書及び写しの保存義務違反(安全規則第9条の3第4項)、(8)運転者等台帳の作成なし(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者等台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反一部不適切(安全規則第10条第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反一部記録なし(安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反記載不備(安全規則第10条第1項)、(13)運行管理者に対する指導監督義務違反(安全規則第22条)	10	10

一般貨物	令和6年4月19日	株式会社シコクセイカ高速 (法人番号 4470001001855) 代表者 森川義仁	香川県高松市勅使 町279番地1	長野支店	長野県長野市真島 町真島字伊勢宮西 沖1519-1	輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項	令和2年12月4日及び令和3年3月4日、監査 実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時 間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4 項)、(2)1箇月の拘束時間及び休日労働の 限度に関する違反(安全規則第3条第4項)、 (3)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項 ～第3項)、(4)点呼の記録違反(安全規則第 7条第5項)、(5)乗務等の記録違反(安全規 則第8条)、(6)運行指示書の記載不備(安全 規則第9条の3第1項)	5	5
------	-----------	---	---------------------	------	---------------------------------	-------------------------------	----------------------------------	---	---	---

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。